# 第13編 港 湾 編

京都府が発注する港湾工事については国土交通省港湾局編集の「港湾工事共通仕様書 (平成 29 年 3 月)」(以下「港湾共通仕様書」という)によるものとするが、「1 章総 則」のうち下記の事項については、港湾共通仕様書に優先して本文を適用するものとする。 また、港湾共通仕様書に定めがなく、土木工事共通仕様書に定めのある項目(道路・橋 梁等の陸域工事)についてはこれを適用するものとする。

| 港湾工事共通仕様書項目  |                  | 適用内容  |
|--|------------------|---|
| 総則   |                  |   |
| 1-1-1 適用   |                  | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-1 適用」を適用するものと<br>する。   |
| 1-1-2 用語の定義  | 1.               | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-2 用語の定義」を適用する<br>ものとする。  |
| 1-1-4 請負代金内訳書及び工程表                                   | の提出              | 「土木工事共通仕様書 3-1-1-2 請負代金内訳書、3-1-1-3<br>工程表」を適用するものとする。   |
| 1-1-5 施工計画書  | 1.               | (4)「主要船舶機械」は「主要船舶機械」及び「指定機械」と読み替えて準用するものとするものとする。<br>(14)「交通管理」を港湾共通仕様書に追加して準用するものとするものとする。<br>(15)「段階確認、随時検査計画」を港湾共通仕様書に追加して準用するものとする。 |
|  | 2.               | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-4 施工計画書 2.」を適用<br>するものとする。   |
|  | 3.               | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-4 施工計画書 3.」を適用<br>するものとする。   |
| 1-1-6 工事実績情報(工事実績テ<br>の作成・登録                         | <sup>デ</sup> ータ) | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録」を適用するものとする。   |
| 1-1-8 工事用地等の使用                                       | 1.               | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 1.」<br>を適用するものとする。  |
|  | 2.               | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 2.」<br>を適用するものとする。  |
|  | 3.               | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 3.」<br>を適用するものとする。  |
|  |                  | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-7 工事用地等の使用 6.」<br>を追加するものとする。  |
| 1-1-10 工事の下請負  |                  | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-12 工事の下請負」を適用<br>するものとする。  |
| 1-1-11 施工体制台帳の作成<br>1-1-12 施工体系図の作成<br>1-1-13 技術者の確認 |                  | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-13 施工体制台帳」を適用<br>するものとする。<br>「技術者の確認」は削除する。  |
| 1-1-15 調査・試験等  | 1.               | 「1-1-15 調査・試験等1.」は削除する。   |

|                           | 2.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-15 調査・試験に対する協   |
|---------------------------|--|--|
|                           | ۷.   | 一工水工事共通任稼音   |
|                           |  | 7月1.] を適用するものとする。  |
|                           | 3.   | <br>  「土木工事共通仕様書 1-1-1-15 調査・試験に対する協   |
|                           | 0.   | 力 5.」を適用するものとする。   |
| 1-1-16 工事の一時中止            | 1.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-16 工事の一時中止 1.   を   |
|                           | 1.   | 適用するものとする。   |
|                           | 4.   | 「発注者に」を「監督職員を通じて発注者に」と読み替え   |
|                           |  | て準用するものとする。  |
| 1-1-17 設計図書の変更            |  | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-17 設計図書の変更 2.」を   |
|                           |  | 追加する。  |
| 1-1-18 工期変更               | 1.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-18 工期変更 1.」を適用す   |
|                           |  | るものとする。  |
|                           |  |  |
|                           | 2.   | 「第 18 条第 5 項」を「第 18 条第 5 項及び第 19 条」に読  |
|                           |  | み替えて準用するものとするものとする。  |
|                           |  |  |
|                           | 3.   | 「第 19 条」を「第 20 条」に読み替えて準用するものとす  |
|                           |  | るものとする。  |
| 1-1-19 支給材料及び貸与           | 1.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-19 支給材料および貸与品   |
|                           |  | 1.」を適用するものとする。   |
|                           |  |  |
|                           | 2.   | 「1-1-19 支給材料及び貸与物件2.3.4.」は   |
|                           |  | 削除する。  |
| 1-1-20 現場発生品              | 3.   | 「1-1-20 現場発生品3.」は削除する。   |
|                           |  |  |
| 1-1-22 監督職員による材料検         | 查、施工   |  |
| 1-1-22 監督職員による材料検状況検査及び立会 | 查、施工<br>1.                                     | 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及  |
|                           |  | 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及<br>び立会等 1.」を適用するものとする。   |
|                           | 1.   | び立会等 1.」を適用するものとする。  |
|                           |  | び立会等 1.」を適用するものとする。<br>「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及   |
|                           | 1.   | び立会等 1.」を適用するものとする。  |
|                           | <ol> <li>3.</li> </ol>                         | び立会等 1.」を適用するものとする。<br>「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及<br>び立会等 3.」を適用するものとする。  |
|                           | 1.   | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用する  |
|                           | <ol> <li>3.</li> </ol>                         | び立会等 1.」を適用するものとする。<br>「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及<br>び立会等 3.」を適用するものとする。  |
|                           | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> </ol>             | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。  |
|                           | <ol> <li>3.</li> </ol>                         | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用する   |
|                           | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> </ol>             | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。  |
|                           | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> <li>5.</li> </ol> | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。   |
|                           | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> </ol>             | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて  |
|                           | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> <li>5.</li> </ol> | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査 (確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査 (確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。   |
|                           | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> <li>5.</li> </ol> | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。  |
|                           | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> <li>5.</li> </ol> | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「オ料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。   |
| 状況検査及び立会                  | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> <li>5.</li> </ol> | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 7.」を追加する。  |
|                           | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> <li>5.</li> </ol> | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 7.」を追加する。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-6 数量の算出及び出来形  |
| 状況検査及び立会  1-1-23 工事完成図    | 1.<br>3.<br>4.<br>5.                           | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 7.」を追加する。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-6 数量の算出及び出来形図の作成」を適用するものとする。  |
| 状況検査及び立会                  | <ol> <li>3.</li> <li>4.</li> <li>5.</li> </ol> | び立会等 1. 」を適用するものとする。  「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3. 」を適用するものとする。  「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。  「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。  「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。  「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 7. 」を追加する。  「土木工事共通仕様書 3-1-1-6 数量の算出及び出来形図の作成」を適用するものとする。  「工事完成通知書」を「工事完成届」、「発注者」を「監   |
| 状況検査及び立会  1-1-23 工事完成図    | 1.<br>3.<br>4.<br>5.                           | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 7.」を追加する。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-6 数量の算出及び出来形図の作成」を適用するものとする。  |
| 状況検査及び立会  1-1-23 工事完成図    | 1.<br>3.<br>4.<br>5.<br>6.                     | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 7.」を追加する。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-6 数量の算出及び出来形図の作成」を適用するものとする。 「工事完成通知書」を「工事完成届」、「発注者」を「監督職員」に読み替えて準用するものとする。   |
| 状況検査及び立会 1-1-23 工事完成図     | 1.<br>3.<br>4.<br>5.                           | び立会等 1. 」を適用するものとする。  「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3. 」を適用するものとする。  「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。  「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。  「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。  「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 7. 」を追加する。  「土木工事共通仕様書 3-1-1-6 数量の算出及び出来形図の作成」を適用するものとする。  「工事完成通知書」を「工事完成届」、「発注者」を「監督職員」に読み替えて準用するものとする。  「工事完成通知書」を「工事完成届」、「発注者」を「監督職員」に読み替えて準用するものとする。 |
| 状況検査及び立会 1-1-23 工事完成図     | 1.<br>3.<br>4.<br>5.<br>6.                     | び立会等 1.」を適用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 3.」を適用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「検査」を「検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「材料検査」を「材料検査(確認を含む)」に読み替えて準用するものとする。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-5 監督職員による確認及び立会等 7.」を追加する。 「土木工事共通仕様書 3-1-1-6 数量の算出及び出来形図の作成」を適用するものとする。 「工事完成通知書」を「工事完成届」、「発注者」を「監督職員」に読み替えて準用するものとする。   |

|                   | 1  | 「検査職員」を「検査員」に読み替えて準用するものとす  |
|-------------------|----|---|
|                   | 4. | 「快貨職員」を「快貨員」に読み替えて準用するものとする。  |
|                   | 5. | 「検査職員」を「検査員」に読み替えて準用するものとす<br>る。  |
|                   | 6. | 「1-1-24 工事完成検査6.7.8.」は削除する。   |
|                   |    | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-22 工事完成検査 6.」を追加する。  |
| 1-1-25 既済部分検査等    | 1. | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-23 部分払検査」を適用するものとする。   |
|                   | 2. | 「土木工事共通仕様書 3-1-1-7 随時検査」を適用する<br>ものとする。   |
|                   | 3. | 「1-1-25 既済部分検査等3.」は削除する。  |
| 1-1-27 部分使用       | 2. | 「監督職員による」を「随時検査又は監督職員による」に<br>読み替えて準用するものとする。   |
| 1-1-30 文化財の保護     | 1. | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-33 文化財の保護」を適用<br>するものとする。  |
| 1-1-31 諸法令、諸条例の遵守 | 1. | (1) 「会計法」を「地方自治法」と読み替えて ( ) 駐車場法(平成11年12月改正 法律第160号) ( ) 河川法施行法(昭和39年法律第168号) ( ) 緊急失業対策法(昭和24年法律第89号) ( ) 技術士法(昭和58年法律第25号) ( ) 漁業法(昭和24年法律第267) ( ) 空港整備法(昭和31年法律第80号) ( ) 計量法(平成4年法律第51号) ( ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ( ) 前路標識法(昭和24年法律第99号) ( ) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年 法律第48号) ( ) 最低賃金法(昭和34年法律第137号) ( ) 献業安定法(昭和22年法律第141号) ( ) 所得税法(昭和40年法律第33号) ( ) 水産資源保護法(昭和26年法律第313号) ( ) 外産資源保護法(昭和45年法律第73号) ( ) 計量法(昭和25年法律第131号) ( ) 計量法(昭和25年法律第131号) ( ) 計算法(昭和25年法律第131号) ( ) 計算法(昭和45年法律第131号) |

|  | (平成 17 年法律第 18 号)                           |
|--|---|
|  | ( ) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)                 |
|  | ( ) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律                  |
|  | (平成 15 年法律第 58 号)                           |
|  | ( ) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号) を港湾共通          |
|  | 仕様書に追加し適用するものとする。                           |
| 1-1-32 官公庁等への手続き 2.                                | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-37 官公庁等への手続等               |
|  | 2.3.」を適用するものとする。                            |
| 3.   | <br>  「通知   を「報告   に読み替えて準用するものとする。         |
|  |   |
| 1-1-33 第三者への説明等 2.                                 | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-37 官公庁等への手続等               |
|  | 6.」を適用するものとする。                              |
| 0  | 「客知」と「担告」と言れはこて海田よりよのしより                    |
| 3.   | 「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。                   |
| 5.   | <br> 「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。              |
| 1-1-34 施工時期及び施工時間の変更                               | 「特記仕様書」を「設計書」に読み替えて準用するものと                  |
| 1. 04 施工的旁及07施工的同步发叉                               | する。   |
| 1.   | 7 20  |
| 2.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-38 施工時期及び施工時間              |
|  | の変更 2. 」を適用するものとする。                         |
| 1-1-35 工事の測量                                       | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-39 工事測量」を適用する              |
|  | ものとする。                                      |
| 1-1-37 損害 1.                                       | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-40 不可抗力による損害               |
|  | 1.」を適用するものとする。                              |
| 1-1-39 保険の付保及び事故の補償                                |   |
| 3.   | 「1-1-39 保険の付保及び事故の補償3.」は削除                  |
|  | する。   |
|  |   |
| 6.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-42 保険の付保及び事故の              |
| 1 _ 1 _ 4 0 _ 吃機の世界                                | 補償 5.」を適用するものとする。 「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。 |
| 1-1-40     臨機の措置     1.       1-1-43     現場技術員(追加) | 「土木工事共通仕様書 3-1-1-4 現場技術員」を追加す               |
| 1 1 40   | 「工个工事共通任体者 3-1-1-4 現場技術員」を追加する。             |
| 1-1-44 現場代理人(追加)                                   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-11 現場代理人」を追加す              |
|  | 「上水工事が過圧稼音」「11111 元物代生人」を担加する。              |
| 1-1-45 特許権(追加)                                     | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-41 特許権等 1.」を追加す            |
|  | S.  |
| 1-1-47 公共工事等における新技術活用                              | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-15 調査・試験に対する協              |
| の促進(追加)  | 力 6.」を追加する。                                 |
| 1-1-48 適用すべき諸基準(追加)                                | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-44 適用すべき諸基準」を              |
|  | 追加する。                                       |
|  |   |
| 1-1-49 暴力団等の排除(追加)                                 | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-45 暴力団等の排除」を追              |
|  | 加する。  |
| 1-1-50 測点の明示(追加)                                   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-47 測点の明示」を追加す              |
|  | る。  |
| John we feele will                                 |   |
| 施工管理   |   |
| 1-2-2 現場管理 $3.$                                    | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-32 環境対策 6.」を適用す            |

|                                   |      | フォのトナフ  |
|-----------------------------------|------|---|
|                                   |      | るものとする。   |
|                                   | E    | 「上十二東井泾公祥書 1 1 1 95 按了答理 / 1 1 1                        |
|                                   | 5.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-25 施工管理 4. 、1-1-1-                     |
|                                   |      | 30 後片付け」を適用するものとする。                                     |
|                                   |      | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-34 交通安全管理 1.2.                         |
|                                   |      | -   1-17-134   -  |
|                                   |      |   |
| 1 0 0 之际社会之(所谓社会之)                |      | 管理」を追加する。   |
| 1-2-3 主任技術者(監理技術者)                |      | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-10 適正な技術者の配置」<br>を適用するものとする。           |
| 1-2-6 工程管理                        |      | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-8 工期の設定」を適用す                           |
|                                   |      | るものとする。   |
| 1-2-7 品質管理                        | 1.   | 「港湾工事品質管理基準」を「港湾工事品質管理基準」及                              |
|                                   |      | び京都府が定める「品質管理基準」に読み替えて準用する                              |
|                                   |      | ものとする。  |
| 1-2-8 出来形管理                       | 1.   | 「港湾工事出来形管理基準」を「港湾工事出来形管理基                               |
|                                   |      | 準」及び京都府が定める「出来形管理基準」に読み替えて                              |
|                                   |      | 準用するものとする。  |
| 1-2-9 写真管理                        | 1.   | 「港湾工事写真管理基準」を「港湾工事写真管理基準」及                              |
| • • • • • • • • • • • • • • • • • | - ·  | び京都府の定める「写真管理基準」に読み替えて準用する                              |
|                                   |      | ものとする。  |
| 1-2-10 環境保全                       | 2.   | 「通知」を「報告」に読み替えて準用するものとする。                               |
| 1 2 10 垛况休主                       | ۷.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-32 環境対策 1.2.8.」を追                      |
|                                   |      | -   |
|                                   |      | 加する。  |
| 1 1 − 2 − 1 1 建設副産物               | 2.   | <br>  「監督職員に」を「完成検査時にこれらを」に読み替えて                        |
|                                   | ۷.   |   |
|                                   |      | 準用するものとする。  |
|                                   |      | 「上十工事业活丛学書 1 1 1 91 净型副产物 7 9 0 」 た                     |
|                                   |      | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-21 建設副産物 7.8.9.」を                      |
| 1 0 1 4 技动放射 ()自由)                |      | 追加する。   |
| 1-2-14 施設管理(追加)                   |      | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-35 施設管理」を追加す                           |
| <b>☆</b> 人 炊 т田                   |      | る。  |
| 安全管理                              |      |   |
| 1-3-1 適用                          | 1.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-28 工事中の安全確保                            |
|                                   |      | 1.」を適用するものとする。  |
|                                   |      |   |
|                                   | 2.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-28 工事中の安全確保                            |
|                                   |      | 17.」を適用するものとする。   |
|                                   |      |   |
|                                   |      | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-28 工事中の安全確保                            |
|                                   |      | 2. 3. 5. 6. 10. 11. 12. 13. 14. 16. 17. 18. 19. 20. 21, |
|                                   |      | 3-1-1-8 工事中の安全確保」を追加する。                                 |
| 1-3-3 安全教育及び安全訓練等                 | 等の実施 |   |
|                                   | 3.   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-28 工事中の安全確保                            |
|                                   |      | 10. 」を適用するものとする。  |
| 1-3-5 火薬類の使用及び火災の際                | 方止   | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-29 爆発及び火災の防止」                          |
|                                   |      | を適用するものとする。   |
| 1-3-6 事故災害報告                      |      | 「土木工事共通仕様書 1-1-1-31 事故報告書」を適用す                          |
|                                   |      | るものとする。   |
|                                   |      | ₩ U Y C 7 ₩ 0   |